

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成18年 7月
平成22年 6月
平成26年 9月
令和 3年10月
令和 5年 9月

魚 沼 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地域農業の現状とこれまでの取組

魚沼市は新潟県の南東部に位置し、東側は群馬県と福島県境の越後山脈などが連なる全国有数の豪雪地帯であり、豊富な水源と稲作に適した気候により「魚沼産コシヒカリ」の産地として全国的な評価を得ている。

地域のほとんどが中山間地域となっており、農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進み、担い手の確保とともに地域農業を持続させる取組が重要となっている。

魚沼市は高齢化や後継者不足などの集落・地域が抱える人・農地の問題解決のため、今後5年から10年後の地域農業のあり方について議論し、次代を担う経営体や生産基盤となる農地の活用方法等をまとめた人・農地プランを作成した。

また、農業を始めてから経営が安定するまでの間、50歳未満で独立・自営就農する方を支援するため、農業次世代人材投資資金を給付することにより担い手の育成につなげることができた。

2 経営体の体質強化と農業経営基盤の強化

国では平成30年度から新たな米政策が展開され、魚沼市においても魚沼市総合計画基本施策の4つの取組を関係機関一体となって推進していく。地域の実情により取組も様々となっているが、需要に応じた米生産が求められる中、農業収入を確保できる取組、担い手の確保の取組、地域の実態に合った取組など、持続可能な営農体制づくりを進めていく必要がある。

また、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために生産コストの削減を目指す。

(1) 望ましい経営体像

魚沼市は農業が職業として選択できる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり年間2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 農業経営基盤強化への具体的取組

魚沼市は将来の魚沼市農業を担う若い農業経営者の意向や農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者や農業関係団体が地域の農業振興を図る。ついては、自主的な活動を助長することを旨として、意欲と能力のある者の農業経営の発展を支援するため、農地中間管理事業をはじめ有効な措置を積極的に実施する。

- ① 国の新しい政策である地域計画の実現に向け、今後の地域農業のあり方、農地管理、集積の状況を確認し、離農者等の経営及び農地が意欲ある担い手に円滑に継承されるよう推進する。また、営農診断が可能となる記帳等の自主研修の場や営農方策の提示により、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、各々の経営改善計画の自主的な作成が図られるよう誘導する。
- ② 農地集積の推進については、担い手への農地流動化は進展しているところであるが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し生産コストを削減していく必要がある。このため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のためにコストの削減を目指す。
- ③ 耕作放棄地対策として、現在耕作放棄地に指定されている農地を復旧し、営農継続していく経営体には、農業委員と協働し支援する。
- ④ 集落営農組織等の法人化に向けて、集落営農リーダー及び次代の集落営農リーダーに位置づけられている者を対象に集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営として発展していくために必要な研修への参加推進を行い、集落組織等の法人化支援を図る。
- ⑤ 個別経営体については、水稻大規模経営農家、水稻を中心にしながらユリ・冬季山菜

等の園芸振興や水稲と野菜の複合経営を目指す農家を中核農家として位置づけ、農地の利用集積を図る。

⑥ 青年就農計画の認定制度については、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本的な構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市が認定するものであり、これらの認定を受けたものに対して支援措置を重点的に講じる。

⑦ 農業の発展には、男性とともに女性も農業経営に能力を発揮していくことが重要である。女性の経営参画が少ない現状を踏まえ、若い世代からの経営参画や自ら責任ある事業・部門を担う者を育て、経営者や共同経営者として活躍できる女性を育成する。

6次産業化に向けた農産物の直売も推進し、特産物の加工販売などの高付加価値化も推進する。

⑧ 魚沼市は魚沼市認定農業者会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者等を対象とした経営診断の実施・先進的技術の導入等を含む生産方式の改善・経営管理の合理化へ向けての指導及び研修会を農業普及指導センターの協力と相互の連携により実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

3 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

(1) 新規就農の現状

魚沼市の令和4年の新規就農者は9人であり、近年はほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である魚沼コシヒカリ産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

魚沼市は青年等に農業を職業として選択してもらえるよう将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、魚沼市においては年間7人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

魚沼市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたり年間農業所得320万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって、親から独立した経営を開始するものにあつては、経営開始時のリスクが大きいため、主たる従事者1人あたり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた魚沼市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターやJA北魚沼等が重点的な指導を行い、更に、資金面では、農業次世代人材投資資金の給付や魚沼市農業者育成支援事業費補助金の交付、青年等就農資金の貸付を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に魚沼市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、魚沼市各地区における主要な営農類型について次のとおり示す。

1. 農業経営の指標
[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
1 平場 土地利用型 主たる従事者 2.0人	〈作付面積等〉 水 稲 =10.5ha 飼料用米 = 4.5ha 〈経営面積〉 自 作 地 = 1.5ha 借 地 =13.5ha 計 =15.0ha	〈資本装備〉 トラクター (40ps) 1台 乗用田植機 (8条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (40石) 2台 軽トラック 1台 作業所兼格納庫 1棟
2 平場 野菜複合型 主たる従事者 2.0人	〈作付面積等〉 水 稲 = 8.4ha 飼料用米 = 2.6ha すいか = 0.8ha うるい = 0.2 ha 〈経営面積〉 自 作 地 = 1.5ha 借 地 =10.5ha 計 =12.0ha	〈資本装備〉 トラクター (31ps) 1台 乗用田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (55石) 1台 軽トラック 1台 作業所兼格納庫 1棟

営農類型	経営規模	生産方式
3 平場 花き複合型 1 主たる従事者 2.0 人	〈作付面積等〉 ユリ（切り花） = 2.0ha たらの芽 = 1.3ha 〈経営面積〉 自作地 = 1.5ha 借地 = 1.8ha 計 = 3.3ha	〈資本装備〉 トラクター（31ps） 1台 パイプハウス（40坪） 1棟 パイプハウス（100坪） 1棟 かん水施設 1棟 プレハブ冷蔵庫（3坪） 1棟 作業所兼格納庫（40坪） 1棟 管理機 1台 温湯消毒機 1台
4 平場 花き複合型 2 主たる従事者 2.0 人	〈作付面積等〉 水稲 = 2.0ha ユリ切花 = 1.8ha うるい = 0.3ha 〈経営面積〉 自作地 = 1.5ha 借地 = 2.6ha 計 = 4.1ha	〈資本装備〉 トラクター（31ps） 1台 パイプハウス（40坪） 1棟 パイプハウス（100坪） 1棟 かん水施設 1棟 プレハブ冷蔵庫（3坪） 1棟 作業所兼格納庫（40坪） 1棟 管理機 1台 土壌蒸気消毒機 1台
5 中山間 土地利用型 主たる従事者 1.5 人	〈作付面積等〉 水稲 = 6.3ha 飼料用米 = 2.7ha 〈経営面積〉 自作地 = 1.5ha 借地 = 7.5ha 計 = 9.0ha	〈資本装備〉 トラクター（31ps） 1台 乗用田植機（5条） 1台 コンバイン（3条） 1台 乾燥機（45石） 1台 軽トラック 1台 作業所兼格納庫 1棟

営農類型	経営規模	生産方式
<p>6 全域 養豚単一型</p> <p>主たる従事者 3.0人</p>	<p>〈飼養頭数〉 養豚 = 140頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>給餌器（子豚） 1式 給餌器（肉豚） 1式 自動給餌システム 1式 繁殖分娩豚舎 1棟 肉豚舎 1棟</p>
<p>7 全域 酪農単一型</p> <p>主たる従事者 2.0人</p>	<p>〈飼養頭数〉 酪農 = 45頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ダンプ（2t） 1台 自動給餌機 1台 成牛舎 1棟 育成牛舎 1棟</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
<p>8 平場 土地利用型</p> <p>主たる従事者 5.0人</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =28.0ha w c s用稲 = 8.0ha そば (w c s用稲後) = 8.0ha 飼料用米 = 4.0ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>借 地 =40.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター (48ps) 2台 乗用田植機 (8条) 2台 コンバイン (5条) 2台 作業所兼格納庫 1棟 乾燥機 (60石) 3台 軽トラック 3台 そば播種機 (5条) 1台</p>
<p>9 平場 野菜複合型</p> <p>主たる従事者 3.0人</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =17.5ha 飼料用米 = 6.5ha 加工用トマト = 0.5ha カリフラワー = 0.5ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>借 地 =25.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター (37ps) 2台 乗用田植機 (6条) 2台 コンバイン (4条) 2台 作業場兼格納庫 1棟 乾燥機 (45石) 3台 軽トラック 2台</p>
<p>10 中山間 そば複合型</p> <p>主たる従事者 3.0人</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =17.5ha 飼料用米 = 5.5ha そ ば = 2.0ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>借 地 =25.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター (37ps) 2台 乗用田植機 (6条) 2台 コンバイン (4条) 2台 作業場兼格納庫 1棟 乾燥機 (45石) 3台 軽トラック 2台 そば播種機 (5条) 1台</p>

2. 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の合理化、健全化を進めるため、複式簿記記帳の普及により経営と家計との分離を図る。また、パソコンによる経営管理を行い、さらに合理的な経営を目指す。 ・規模が大きく、体制整備が図られた経営体から法人化を促進する。 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入。 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保。 ・社会保険等の加入。 ・農作業環境、作業方法の改善。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した農業経営を開始するものにあつては、経営開始時の経営リスクが大きいいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保および育成の考え方

本市の特産品である「魚沼産コシヒカリ」などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

このため、基本的な構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、魚沼市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、マルチワークの一つとして農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械等の確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、基本的な構想に基づく青年等就農計画を作成し、

青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、区域内の就農受入組織（協議会及び農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

魚沼市においては、農業者の高齢化等により、担い手不足が深刻化しているが、集落営農の組織化・法人化等に取り組んだことにより、認定農業者への農地の流動化が近年になり進んでいる。

(2) 今後の見通し

魚沼市各地区においては、ほ場整備を契機として担い手への農地集積が進むものとする。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用ビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割（2,800ha）程度まで進めることを目標とする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

項目	目標	目標年度
農地利用集積	○経営体への集積 耕地面積の9割程度 ＜農地面積目標 2,800ha程度＞	令和5年度
経営体の育成	○経営体 501 (内訳) 個別経営体 464 組織経営体 37	令和12年度

【参考 面積シェアの計算】

営農類型		育成目標数	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標		備考
個別経営体	1. 平場土地利用型	23戸	6.3%	200ha	
	2. 平場野菜複合型	375戸	51.3%	1,626ha	
	3. 平場花き複合型1	15戸	1.4%	44ha	
	4. 平場花き複合型2	23戸	2.8%	89ha	
	5. 中山間土地利用型	15戸	4.1%	130ha	
	6. 養豚単一型	7戸	—	—	
	7. 酪農単一型	6戸	—	—	
組織経営体	8. 平場土地利用型	15団体	14.4%	457ha	
	9. 平場野菜複合型	7団体	1.4%	44ha	
	10. 中山間そば複合型	15団体	8.2%	260ha	
計		464戸 37団体	90.0%	(経営耕地3,170ha) 2,850ha	

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

魚沼市は新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ魚沼市農業の地域特性、すなわち魚沼産コシヒカリを代表とする水稲を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- 1 地域計画の策定における事項
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地区の特性を踏まえてそれぞれの地区で重点的に実施するものとする。

更に、魚沼市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 地域計画の策定における事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、新潟県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所

- 有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) があるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により農地中間管理機構に指定された県農林公社及び農業構造の改善に資するための事業を行う独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、農地所有適格法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態を

とることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 魚沼市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 魚沼市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 魚沼市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 魚沼市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 魚沼市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 魚沼市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、魚沼市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 魚沼市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 魚沼市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要

請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 魚沼市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、魚沼市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 魚沼市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者の農業経営の状況
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を魚沼市長に報告すること
ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
イ 原状回復の費用の負担者
ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

魚沼市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

魚沼市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を魚沼市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

魚沼市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

魚沼市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 魚沼市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 魚沼市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 魚沼市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を魚沼市の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
- 魚沼市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
- 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当である区域（1～数集落）とするものとする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容
- 農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他の農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用集積目標その他の農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を魚沼市に提出して、農用地利用規程について魚沼市の認定を受けることができる。
- ② 魚沼市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
 - ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 魚沼市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を魚沼市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① （5）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の

委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 魚沼市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 魚沼市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 魚沼市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、援助を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

魚沼市は、地域計画の実現に当たって、担い手が受けきれない農用地について適切に管

理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するため、次に掲げる事項を重点的に推進し、必要な環境の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の推進に関する事項

魚沼市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結等に基づく休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

受入環境の整備は、農業普及指導センターやJ A北魚沼などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

- ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援
農業普及指導センター、農業委員、J A北魚沼と連携・協力して、就農前後のフォローアップの情報等の共有、営農の状況の把握や指導を行う。
- ② 就農初期段階の地域全体でのサポート
新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。
- ③ 経営力の向上に向けた支援
J A北魚沼が運営する直売施設への出荷の促進、J A北魚沼の青年部交流会などにより、支援を実施する。
- ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画の作成への誘導
青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、基本的な構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の

国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業普及指導センター、JA北魚沼、魚沼市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

魚沼市は、1から5までに掲げる事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

また、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

さらに、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組による水稲、転作作物の本作化を推進し、また、転作作物の本作化に向け地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用集積の連担化による効率的作業単位の形成など望ましい経営の発展に資するよう努める。

① 堀之内地区

ア 各地区基盤整備事業等、その他の小規模団地の用水対策の実施により農業生産基盤の向上を図るとともに、畜産農家の堆肥処理の共同化によるコストの低減と畜産廃棄物の有効利用を図るために建設された魚沼市有機センターの効率的利用の推進を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 国県の各種支援事業を検討したなかで、園芸の施設化、複合営農による農村の活性化を図り、農村全体の健全な発展と望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

② 小出地区

ア 農業生産基盤、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆きゅう肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 各地区基盤整備事業等により農業生産基盤の向上を図るとともに、その他の助成事業については、農業経営基盤の強化の促進を図ることを旨として実施するものとする。

③ 湯之谷地区

各種支援事業等による農業生産基盤・農村生活環境整備施設・定住条件等の整備事業を促進させ、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での環境整備を行い、農村の活性化、若者の定住促進を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

④ 広神地区

ア 各地区基盤整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター等の農業近代化施設の活用・建設を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 既存の農用地利用改善組合が行っている集団的土地利用を実施する方式を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

⑤ 守門地区

北魚沼農業協同組合が導入したライスセンター、水稲育苗施設、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の効率的利用の推進を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていくうえでの十分な配慮を図ることとする。

⑥ 入広瀬地区

各種支援事業等による農業生産基盤・農村生活環境整備施設等の整備事業を促進させ、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

魚沼市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員、農林業者の代表者等をもって構成する魚沼市農業振興協議会において、農業経営基盤強化促進の促進方策について検討することとする。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、魚沼市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本的な構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本的な構想は、平成18年 7月25日から施行する。
- 2 この基本的な構想は、平成22年 6月 7日から施行する。
- 3 この基本的な構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 4 この基本的な構想は、令和 3年10月 6日から施行する。
- 5 この基本的な構想は、令和 5年 9月29日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年以上6年未満（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上6年未満とすることが相当でないと認められる場合には、3年以上6年未満と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。ただし、合意による解約はこの限りでない。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。 	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>